

IV 不祥事類別 その他の事例

事例 11 「その他の事例」

その他の事例と、事例に関係する法令等を以下に示します。

○ 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。

※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。
研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

(その他事例1：無断欠勤)

高等学校勤務のA教諭は、9月から10月にかけて、学校に連絡や手続きをすることなく、22日間、無断で欠勤した。校長や教頭、他の教職員が、電話や自宅へ訪問するなどしたが、A教諭は応じることはなかった。A教諭は、10月下旬になって再び出勤するようになり、校長からの聴き取りに対して、欠勤の理由を「深刻な体調悪化で動けなかった」などと説明していたが、この間の病状等を証明する診断書等は取得していなかった。学校から報告を受けた教育委員会が調べたところ、A教諭が欠勤している間に、中学校教員の採用試験を受験していたことが判明した。

〈例：停職〉

関係法令等

- ◎ 地方公務員法 第35条（職務に専念する義務）
第33条（信用失墜行為の禁止）
- ◎ 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

行為等の態様		基準
一般サービス関係		
1	欠勤	
	① 正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠いた教職員	減給又は戒告
	② 正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠いた教職員	停職又は減給
	③ 正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠いた教職員	免職又は停職

(その他事例2：職務専念義務違反（勤務時間中の私的な動画配信）)

特別支援学校に勤務するA教諭は、6月から9月にかけて、勤務時間中に職員室の自席において、個人所有のスマートフォンからライブ配信サービスを利用して、10回にわたって職務に関係のない私的な内容の動画を配信した。同僚教員から管理職に報告があ

り、管理職が確認をして発覚した。

〈例：減給〉

(その他事例3：職務専念義務違反（勤務時間中の私的なSNSの投稿等）)

小学校に勤めるA教諭は、6月から7月にかけての1か月間、勤務時間中に職員室の自席において、自らのスマートフォンを使用し、計77回、業務と関係のない私的な文章や配信記録データをSNSに投稿した。また、少なくとも80日間、スマートフォンを使用して、アプリケーションソフトでゲームを行っていた。

A教諭は、学年主任から複数回注意を受けていたが改めることなく行為を続け、管理職から指導を受けたがやめることはなかった。管理職が教育委員会に報告し、教育委員会は、本人や関係者に調査した上で職務専念義務違反に当たるとして処分を行った。

〈例：戒告〉

関係法令等

- ◎ 地方公務員法 第35条（職務に専念する義務）
第33条（信用失墜行為の禁止）
- ◎ 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

行為等の態様		基準
一般服務関係		
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事 ◎ 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員	減給又は戒告

(その他事例4：虚偽報告)

高等学校のA教諭は、部活動で陸上部の顧問を担当していた。担当となった2年前の4月から今年10月までの間、顧問が行うべき部活動の事務的業務を適切に行わなかった。また、昨年6月には部活動で宿泊を伴う大会の引率者であったにもかかわらず、管理職に対し、自らは宿泊する必要がないと虚偽の報告を行って宿泊引率を行わず、部員を監督しなかった。

校内の他の教員からA教諭の状況について管理職に相談があり、管理職が確認したところ、A教諭が認め発覚した。

〈例：戒告〉

関係法令等

- ◎ 地方公務員法 第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
第35条（職務に専念する義務）
第33条（信用失墜行為の禁止）
- ◎ 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

行為等の態様		基準

一般服務関係		
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事 ③ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員	減給又は 戒告

（その他事例5：営利企業従事）

小学校に勤務するA教諭は、学生の頃から水泳部に所属し、インターハイに出場するなどの経歴をもっていた。ある日、地域住民から市役所に、「A教諭が民間のスイミングスクールでコーチとして働いている。公務員が副業をしてよいのか」との苦情電話があった。教育委員会から連絡を受けた校長は、A教諭がボランティアでコーチをしていると認識していたが、A教諭に確認したところ、定額の報酬を毎月受け取っていることが分かった。教育委員会の調べに対して、A教諭は、「土日なので勤務に支障がなく、営利企業等従事許可申請などの手続きは必要ないと思っていた。うちの子が通っていて、他のコーチから教えてほしいと頼まれ、安易に引き受けてしまった」と話した。

〈例：減給〉

関係法令等

- ◎ 地方公務員法 第38条（営利企業への従事等の制限）
第33条（信用失墜行為の禁止）
- ◎ 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」 不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

行為等の態様		基準
一般服務関係		
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事 ④ 許可なく営利企業等に従事した教職員	減給又は 戒告

（その他事例6：秘密漏えい等（児童生徒等の情報の投稿））

小学校に勤務するA教諭は、昨年5月から今年の6月までの1年以上の間、学級担任をする4年生児童のテストや日記、学級での出来事を写真に撮り、SNSに投稿していた。投稿を見た者から県のホームページに匿名で連絡があり、発覚した。

校長が確認すると、クラスの授業の様子や集合写真、児童のテストや日記などの画像や動画を、顔や名前が分かる状態でSNS上に投稿し、複数の児童に対して不適切な文言や、テストや日記の内容をからかうような文言を書き込んでいた。A教諭は、あわせて少なくとも13回投稿し、SNSは特定の人だけが見られる状態だった。

A教諭は、「教員としての大変さを伝えなかった。言葉選びを間違えてしまった。学校外において、教員という自覚が薄れていた」と話した。

〈例：減給〉

関係法令等

- ◎ 地方公務員法 第 34 条（秘密を守る義務）
第 33 条（信用失墜行為の禁止）
- ◎ 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」 不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

行 為 等 の 態 様		基 準
一般サービス関係		
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は 停職

（その他の事例 7：利害関係者との不適切な接触）

中学校勤務の数学教員 A 教諭は、中学校で使用する教科書の検定期間中に、教科書発行者である会社から、弁当の提供を受けるとともに、同社の教科書を閲覧した後、現金 10,000 円を受け取った。

また、教科書採択に直接の利害関係を有する者は、教科書採択に係る委員となることのできない規定があるにもかかわらず、同委員の委嘱を受け、同委員を務めた。

〈例：戒告〉

関係法令等

- ◎ 地方公務員法 第 33 条（信用失墜行為の禁止）
- ◎ 「教職員の懲戒処分及び公表の指針」 不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

行 為 等 の 態 様		基 準
一般サービス関係		
8	公務員倫理違反	
	① 賄賂を収受した教職員	免職又は 停職
	② 利害関係のある事業者等から 供給接待を受けた教職員	停職、減給 又は戒告
	③ 利害関係のある事業者等と共に 飲食し、遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした教職員	戒告

- ◎ 「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 文科初第 2567 号 文部科学省初等中等教育局長）